

March 16, 2020

Legal Update

上場会社における株主総会の充実化等の改正商法施行令の施行

昨年9月に法務部が立法予告をした商法施行令（以下、「改正商法施行令」という。）が、2020年1月29日に公布・施行されました。改正商法施行令は、与党と政府が党政協議を通じて発表した「公正経済成果の早期創出方案」において核心課題としている企業所有および支配構造の改善に関するものです。

改正商法施行令は、（i）社外取締役の資格要件を強化して企業経営の透明性および健全性を確立し、（ii）役員候補者に関する公示を強化し、株主総会の招集の際に事業報告書と監査報告書の提供を義務付けることにより、株主総会において株主らが十分な情報を基に権限を行使できるようにし、（iii）電子投票の利便性を高めて上場会社の株主総会の成立を支援することをその主な内容としています。以下では、その内容について詳しく検討します。

1. 上場会社における社外取締役の資格要件の強化(改正商法施行令第34条第5項)

改正商法施行令は、(i)社外取締役の欠格事由のうち「当該上場会社の系列会社にてここ二年以内に取締役・執行役員・監査役および被用者であった者」につき、その期間を二年から三年に拡大し、(ii)「当該上場会社にて六年以上社外取締役として在職していたか、当該上場会社またはその系列会社にてそれぞれ在職した期間を合算した場合、九年を超えて社外取締役として在職していた者」を欠格事由として新設しました。

これは、金融会社の社外取締役に対する資格要件(金融会社の支配構造に関する法律第6条第1項第3号および第7号参照)と類似するもので、これについては、一般の上場会社に対しても顧客の資金管理を行う金融会社と同水準の厳格な社外取締役の資格要件を求めることは過剰であり、社外取締役の専門性と独立性を強化するという趣旨とは異なり、改正商法施行令により社外取締役の人材確保の枠が縮小され、むしろ、社外取締役の専門性が低下してしまうという副作用が生じる虞があるという見解もあります。

上記の規定は、改正商法施行令の施行後に選任する社外取締役に対して即時適用されるため(改正商法施行令付則第2条)、多数の上場会社における社外取締役の任期満了時に重任が不可能となり、人事移動等が必要になってくる点に留意しなければなりません。上記の資格要件は、新規の社外取締役への選任または重任となる場合に適用されるため、現在、在任中の社外取締役が直ちに失職することはないものの、万が一、改正商法施行令の施行後に選任された上場会社の社外取締役が、任期中に上記の欠格事由に該当する場合には、その職を失うことになります。

2. 上場会社の役員候補者に関する公示の強化(改正商法施行令第31条第3項)

改正商法施行令は、上場会社が取締役・監査役の選任に関する事項を目的とする株主総会の招集通知・公告時に、その候補者の氏名・略歴、推薦者等、従来提供されてきた資料に加え、(i)株主総会開催日を基準にここ五年以内に候補者が滞納処分を受けた事実があるか否か、(ii)株主総会開催日を基準にここ五年以内に候補者が役員として在職した企業が、回生手続または破産手続を行った事実があるか否か、(iii)法令上就業制限事由の有無を株主に対して提供するように定めているが、これは、改正商法施行令の施行日から施行され、今回定時株主総会に適用されるという点に留意する必要があります。

一方、金融委員会が2020年1月29日に告示し2月1日から施行されている改正証券の発行および公示等に関する規定(以下、「改正証発公規定」という。)は、議決権代理行使の勧誘および上場会社の株主総会の招集通知・公告時に提供する参考書類に、取締役選任の場合、候補者の詳細な経歴事項、取締役会の推薦事由、職務遂行計画(社外取締役の場合)を提供するように定めているところ、改正商法施行令が定めた取締役候補者に関する事項のほか、上記のように改正証発公規定が定めている事項についても漏れがないよう注意しなければなりません。

3. 上場会社の株主総会の招集通知・公告時における事業報告書および監査報告書提供の義務化(改正商法施行令第31条第4項第4号)

改正商法施行令は、上場会社の株主総会の招集通知・公告時に事業報告書および監査報告書を共に提供するように義務付け、株主に提供する情報の拡大を図ることにより株主総会の充実化を行いました。ただし、上場会社が、実務上株主総会の二週間前に行わなければならない招集通知・公告前までに、監査報告書および事業報告書の作成が難しいという点を考慮し、株主総会の一週間前に当該書類を電子文書で発送するか、会社のホームページに掲載することに代えることができました。

上記の改正商法施行令の規定は、2021年1月1日から施行されるため(改正商法施行令付則第1条)、今回の定時株主総会において株主総会の招集通知・公告時に事業報告書および監査報告書を提供する必要はないものの、2020年の監査報告書と事業報告書の作成期間を調整する等、来年の定時株主総会に備え事前に準備する必要があります。

4. 株主総会における電子投票の便利性の向上(改正商法施行令第13条)

改正商法施行令は、株主総会における電子投票の便利性を高めるため、これまで本人確認方法として唯一認められていた公認認証書による方法に加え、「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」上の本人確認機関が提供する本人確認方法を追加することにより認証手段を拡大しました。これにより、放送通信委員会指定の電気通信事業者、クレジットカード会社等を通じた本人認証を経て電子投票が行えるようになりました。

さらに、電子投票を行った株主もその議決権行使を撤回・変更できるようにし、電子投票終了日の三日前までに、会社が電子文書(または株主の同意がある場合、電話番号等)の方法により電子投票を行うインターネット・アドレス等の電子投票に関する事項を再度通知できる根拠規定も設けました。

上記にて検討したとおり、改正商法施行令は、株主総会等と関連して実務上留意すべき事項が盛り込まれているだけでなく、施行までの期間も短かったため、事前に対応しておく必要があります。また、改正商法施行令と共に上記の「公正経済成果早期創出方案」により改正が行われる「資本市場と金融投資業に関する法律」施行令等、他の関連法令の改正内容もまた詳細に検討する必要があります。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[アドバイス部門]



宋昌炫
パートナー

☎ +82-2-316-4010

✉ chsong@shinkim.com



金秉台
パートナー

☎ +82-2-316- 4038

✉ btkim@shinkim.com



李秀均
パートナー

☎ +82-2-316-1630

✉ sklee@shinkim.com



白湘尾
パートナー

☎ +82-2-316-4226

✉ smback@shinkim.com

SHIN&KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.